

大和市告示第47号

大和市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成25年3月29日

大和市長 大 木 哲

大和市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大和市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱（平成21年大和市告示第235号）の一部を次のように改正する。

第2条各号列記以外の部分中「とは」を「は」に、「をいう」を「とする」に改め、同条第1号中「のシステム」を削り、同条第3号を次のように改める。

(3) 住宅用太陽光発電導入支援復興対策基金造成事業費補助金交付要綱（平成23年10月31日経済産業省財資第28号）に規定する補助事業者が定めた性能、安全性等の技術的仕様を満たすもの

第5条中「は切り捨て、52,000円を上限とする。）に神奈川県住宅用太陽光発電導入促進事業補助金交付要綱（平成21年4月1日施行）第4条に基づき算出された額を合算した額」を「の端数は切り捨てる。）」に改め、同条ただし書中「104,000円」を「52,000円」に改める。

第7条「又は購入するシステム設置済みの住宅のシステム設置工事に着手する前で、」を「（システム設置済みの住宅を購入する場合は、電力会社との電力受給契約の受給開始予定日前）で」に改め、同条第4号中「設置前の写真」を「設置場所の現況写真」に改める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。